

# 4野党有志「限定容認」

## 集団的自衛権 政権方針に沿う内容

民主、日本維新、みんなの党による勉強会「外交・安全保障 島昭久元防衛副大臣」民  
な、結い各党の有志議員に「障政策研究会」(会長・長主)は9日、憲法解釈の變

- ・自衛権について憲法が現実の政治的  
要請と折り合える範囲を「再定義」
- ・個別的、集団的の別を問わず、自衛  
権は合理的に必要な範囲内で行使す  
べきだ
- ・安全保障基本法を制定し、自衛権行  
使の明確な「歯止め」に

### ■ 指針骨子

- ・行使の範囲は、アジア太平洋地域を  
中心とする周辺事態、エネルギー資  
源の輸入のためのシーレーンなど
- ・発動の際は国会の事前承認を原則
- ・集団的自衛権発動の要件は「わが国  
の平和および安全に重大な影響を与  
える」など5つ

更による集団的自衛権行使  
を限定的に容認する指針を  
まとめた。勉強会には保守  
系議員が多く、安倍晋三政  
権が目指す方向性に沿った  
内容となった。

指針では「個別的自衛  
権、集団的自衛権の別を問  
わず、自衛権は合理的に必  
要な範囲内(必要最小限度  
の範囲内)で行使すべきだ」とし「アジア太平洋地域を  
中心とする周辺事態」「エ  
ネルギー資源の輸入のため  
のシーレーン(海上交通  
路)」などを行使の対象に  
挙げた。今国会中に安全保  
障基本法を議員立法で提出  
することを目指す。行使の  
要件には「わが国またはわ  
が国と密接な国に対する急  
迫不正の侵害がある」「わ  
が国の平和と安全に重大な  
影響を与える事態」など5  
つを掲げた。(1面参照)